

子ども・子育て支援法の一部改正

【現行制度の概要】

子ども・子育て支援新制度においては、子どものための教育・保育給付の支給に当たって、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提として、施設・事業者からの申請に基づき、市町村の長が、当該施設を給付の対象と特定するための「確認」を行うこととされている。

地域型保育事業に係る「確認」の効力は、「確認」をする市町村に居住する者に対する地域型保育給付費等に限り及ぶこととされているため、他の市町村に居住する者が利用する場合には、事業所所在市町村による「確認」に加えて、当該他の市町村も、事業所所在市町村の同意を得た上で、利用される地域型保育事業者の「確認」を行う必要がある。

当該規定は、地域型保育事業が市町村の認可事業であり地域の実情にきめ細かに個別に対応する性格のものであることから、地域型保育事業にのみ定められているものであり、教育・保育施設については、事業所所在市町村による「確認」の効力が全国に及び、上記のような他の市町村による「確認」は不要となっている。

【改正の概要】

地域型保育事業を行う者に対する事業所所在市町村以外の市町村の「確認」を不要とする。

- 地域型保育事業所の数が大幅に増加し、広域利用の事例も増え、一定程度運用が確立してくるとともに保育の受け皿として果たす役割も拡大している。一方で、事前の協議等により利用者居住市町村の長が「確認」を行う際に事業所所在市町村の長の同意を得ることを要しない同意がなされた場合、地域型保育事業所が利用者居住市町村の長に対し「確認」の申請をすれば、利用者居住市町村の長が当該申請を受けたときなどに、利用者居住市町村の長による「確認」が行われたものとみなす法第43条第5項の適用事例も多く、当該「確認」に係る規定を削除したとしても支障は生じないものと考えられる。
- 地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、教育・保育施設と同様、事業所所在市町村による「確認」の効力が全国に及ぶこととし、他の市町村による更なる「確認」は不要とする。
- これにより、事業所所在市町村長による「確認」のみで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。
- なお、事業所所在市町村の確認を受けていない地域型保育事業所がある場合には、引き続き、特定地域型保育事業を行えるよう、改正法の施行までの間に、事業所所在市町村の確認を受けるよう、周知いただきたい。

